

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 コロナ禍における集合研修開催ガイドライン

研修企画運営委員会

作成日：2020年9月14日

1. 集合研修開催の基準・条件を定める目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本協会の集合研修開催が難しい状況が続いており、委託研修を受託している都道府県精神保健福祉士協会から開催方法の問い合わせを多く受けている状況を踏まえ、本協会の集合研修開催の基準等を定めるとともに、都道府県協会の委託研修開催や開催可否の参考として提示することを目的とする。

2. 集合研修開催の基準・条件

1) 集合研修開催判断基準（どのような状況なら開催可否を決定できるか）

- ・国や都道府県による緊急事態宣言が開催地の都道府県（受講対象者が隣県や複数県にまたがる場合はいずれかの都道府県）に発出されていれば開催しない。
- ・開催地の都道府県が新型コロナウイルス感染症の感染状況に関する指標を作成している場合は、開催日2週間前から開催日において指標が最上位を示していれば開催しない。
- ・上記の状況が確認されていない場合等は、地域での感染状況等を考慮して開催について判断する。（開催の判断に際しては、国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）から発出された「催物の開催制限等について」に記載されている催物開催の目安や催物の開催にあたっての留意事項を参照する。）

2) 集合研修開催にあたり主催および運営者がやるべきこと

(1) 研修準備

- ・定員数は、利用する会場の収容率の50%以下かつ、講義や演習時に対人距離（できるだけ2mを目安に最小1m）を確保できる人数とする。
- ・換気可能かつ十分な広さの会場を確保する。
- ・受講者名簿を作成して連絡先を把握する。
- ・可能な限り懇親会などは取りやめる。
- ・可能な限り、研修当日に受診できる医療機関や相談可能な保健所等の情報を事前に把握しておく。
- ・可能な限り講師の依頼を隣接都道府県もしくは同一ブロック内にて行い、感染拡大が続いている都道府県からの移動が必要な講師への依頼を控える。（但し、やむを得ない場合はこの限りではない。）
- ・受講者には、あらかじめ陽性者が確認された場合の対応を伝える。

（２）研修当日

- ・受付にて体調確認（検温（できれば非接触型体温計）や声掛け）を実施する。
- ・受付時に受講者間の距離が２ｍ（最小１ｍ）確保できるように並ぶ位置に印をつけるなどする。
- ・検温の結果、37.5 度以上の熱が確認されるもしくは、体調確認で咳や咽頭痛などの症状がある受講者は受講を控えてもらう。
- ・研修会場入口にアルコール消毒液等を設置し、手指消毒を促す。
- ・座席は指定席として、研修中の座席の移動を控える。
- ・資料は事前郵送もしくは座席に置いておく。
- ・会場内の定期的な換気や適宜共用部の消毒を行う。
- ・マイクを使用する際はマイクを回さない等、複数人が同じマイクに触れることがないように配慮する。
- ・演習時は、グループを構成する人数を最小限として、対人距離を２ｍ（最小１ｍ）確保する。確保が難しい場合は、向き合わないよう座席を配置する。
- ・開催地の都道府県において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の通知システムが導入されており、会場建物（施設）等が対象となっている場合は会場入口にＱＲコード等を掲示して受講者への読み込みやメールアドレスの登録をお願いすることも感染拡大の防止策として、状況に応じて検討する。

（３）研修終了後

- ・受講者の情報は個人情報の保護に留意して一定期間（２週間～１ヶ月程度）保管する。
- ・研修終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、開催地の保健所の指示に従う。
- ・陽性者が確認された場合は、開催会場や参加者・講師などに事実を伝える。

（４）開催案内に記載する事項

- ・会場内ではマスクを着用すること。
- ・昼食時は会話を控え、向き合わずに食事をとること
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により研修を中止する場合があること（この場合、受講料は返金する）
- ・受講者の個人情報を一定期間（２週間～１ヶ月程度）保管し、万が一感染が発生した場合は、研修会場を管轄する保健所等へ提供するとともに、陽性者が出たことを参加者へ伝える場合があること。
- ・研修受講の際は、所属先で外部研修への参加を許可していること。

（５）開催しない場合

- ・開催地域等における緊急事態宣言発出等の感染拡大状況を考慮して２週間前までに開催の可否を決定する（ただし、２週間前以降に緊急事態宣言が発出される等やむを得ない場合はこの限りではない）。
- ・開催中止を決定した場合は速やかに受講者へ連絡する。

3. ガイドラインの改定について

2020 年 8 月 28 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第 42 回）において、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号／以下「感染症法」という。）における入院勧告等の権限の運用の見直しが示されているため、今後の感染症法や政令等の見直しに応じて、ガイドラインを改定する場合がある。